

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

<p>児玉新町線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡上里町大字勅使河原字真下一 二八一番七地先から同郡同町大字勅 使河原字真下一二八二番六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年十一月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年十月六日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第三号で告示した道 路予定区域の一部供用開始 である。延長九四・九〇メー トル</p>	<p>備考</p>